

《千葉県子どもを虐待から守る基本計画》 平成29年度 評価シート 1

第2章 第1節	発生予防、早期発見及び早期対応
(1)	発生予防

<取組の状況>

<p>① 母子保健施策と連携した未然防止</p> <p>○主な実績</p> <p>◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現にむけ、市町村及び健康福祉センター関係職員向け研修を実施するとともに、健康福祉センター圏域ごとに連絡調整会議や母子保健推進協議会等を開催し、産後ケア事業等にかかわる関係機関と市町村間の情報共有を図る等、体制整備に努めた。</p> <p>○問題点・課題</p> <p>◆母子保健施策としての公的支援のスタートは、母子健康手帳の交付（妊娠の届出）からとなるが、予期しない妊娠・計画していない妊娠をしたものは、母子健康手帳の交付（妊娠の届出）に至らない可能性も高く、妊娠したかもしれないとの不安や葛藤が生じた時期からの支援、取組が必要である。</p> <p>○今後の取組</p> <p>◆妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現向け、関係者研修及び連絡調整会議等を継続する。また、子育て世代包括支援センターの設置促進を図ると共に、関係職員のスキルアップ研修を実施する。</p> <p>◆予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性に対する相談窓口を新設する。</p>

<p>② 必要な支援につなげるための情報提供と相談体制の充実</p> <p>○主な実績</p> <p>◆児童虐待をはじめとする電話相談に対応するため、中央児童相談所に24時間・365日体制で電話相談員を配置した。（相談件数 2,551件）</p>

○問題点・課題

- ◆相談先及び通告先窓口として、一層の周知が必要である。
- ◆電話相談を受けた場合には、その後の迅速な安全確認の実施へと円滑につなぐことが必要である。

○今後の取組

- ◆広報啓発等において相談・通告窓口の周知を行う。
- ◆電話相談を受けた場合には、関係する児童相談所へ迅速に情報を伝達し、速やかに安全確認を行うことを徹底する。

③ 地域全体で支援する仕組みづくりの推進

○主な実績

- ◆市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に対し、学識経験者や児童精神科医師、臨床心理士等をアドバイザーとして16名派遣し、市町村が行う児童虐待防止対策のバックアップを図った。
- ◆市町村職員や関係機関に対して、児童虐待に関する知識や対応に関して体系化した研修を実施した。
 - ・DV・児童虐待相談新任職員研修（Ⅰ部）2回（320名参加）
（Ⅱ部）2回（253名参加）
 - ・DV・児童虐待相談担当者研修 2回（218名参加）
- ◆児童虐待を早期に発見しやすい市町村母子保健担当者や児童福祉担当者、管理職等に対し研修を実施した。
 - ・市町村母子保健担当者研修 6回（320名参加）
 - ・児童虐待防止対策担当管理職研修 1回（75名参加）
 - ・要保護児童対策調整機関調整担当者研修
県直営で全7日間の課程を2回実施したことに加え、外部委託にて全4日間の課程を1回実施し、50名が修了
- ◆関係機関連携強化のために、市町村等児童虐待担当管理職を対象とした会議や、

千葉県内における要保護児童等の支援に関わる関係機関の代表者による会議を実施し、児童虐待の現状や防止対策について共通認識を図った。

- ・市町村等児童虐待防止対策担当課長会議 1回（106名出席）
- ・千葉県要保護児童対策協議会 1回（36名出席）

○問題点・課題

- ◆市町村からの依頼により、アドバイザー派遣を実施しているが、利用する市町村数は未だ少ない。
- ◆増加する児童虐待に対する危機意識の高まり等から、DV・児童虐待職務関係者研修の参加者は増加傾向にあり、実施回数を見直す必要がある。
- ◆児童虐待を発見しやすい立場にある市町村職員に対する研修や連携を図ることは児童虐待防止対策を行う上で重要であり、今後も継続して実施する必要がある。

○今後の取組

- ◆市町村を対象とした研修や管理職を対象とした会議において事業周知を行う。
- ◆個別ケース対応に困難を有する事例の相談時にアドバイザーの利用を勧奨する。
- ◆研修実施回数の増加について、検討を行う。
- ◆引き続き関係機関に対する研修や会議を開催し、連携体制の構築を図る。

④ 広報啓発活動の充実

○主な実績

- ◆虐待防止月間の11月に船橋市、柏市とのコラボレーション企画を行い、津田沼駅、西船橋駅にて街頭キャンペーンを実施。さらに、千葉ジェッツのホームゲームでは、児童虐待防止キャンペーンとしてブースを開設した。これらキャンペーンにおいて啓発物品を8,500部配布した。
- ◆広報啓発として児童虐待防止の特設サイトを開設し、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンにちなんで、オレンジジュースを飲む動画や写真をSNSに投稿することで児童虐待防止につなげるオレンジリボンリレーを実施した。
- ◆ラジオ放送局にて、虐待防止のスポットCM（20秒）を制作し、虐待防止月間で

ある11月に毎日放送した。

○問題点・課題

- ◆29年度は、例年乳幼児健診での使用を目的として作成していたリーフレットとクリアファイルを作成せず、その分を他の啓発物品の作成にあてていたところ、市町村からの問い合わせが多くあった。

○今後の取組

- ◆DVと児童虐待は密接な関係にあることから、キャンペーン等においては引き続き連携するとともに、より効果的な広報を実施し、DV・児童虐待防止に取り組んでいく。
- ◆30年度は市町村が乳幼児健診用のリーフレットとクリアファイルの作成を再開し、母子保健の観点から虐待防止につなげていく。

<数値状況>

目標項目	H28（当初）	H29（実績）	H31（目標）
養育支援訪問事業の 実施市町村数	29 市町村	32 市町村	全市町村
子育て世代包括支援 センターの設置数	11 市町村	20 市町村	42 市町村

《千葉県子どもを虐待から守る基本計画》 平成29年度 評価シート2

第2章 第1節	発生予防、早期発見及び早期対応
(2)	児童虐待の早期発見と対応

<取組の状況>

① 市町村や関係機関との連携の推進

○主な実績（再掲含む）

◆児童虐待を早期に発見しやすい市町村母子保健担当者や児童福祉担当者、管理職等に対し研修を実施した。

- ・市町村母子保健担当者研修 6回（320名参加）
- ・児童虐待防止対策担当管理職研修 1回（75名参加）
- ・要保護児童対策調整機関調整担当者研修

県直営で全7日間の課程を2回実施したことに加え、外部委託にて全4日間の課程を1回実施し、50名が修了

◆関係機関連携強化のために、市町村等児童虐待担当管理職を対象とした会議や、千葉県内における要保護児童等の支援に関わる関係機関の代表者による会議を実施し、児童虐待の現状や防止対策について共通認識を図った。

- ・市町村等児童虐待防止対策担当課長会議 1回（106名出席）
- ・千葉県要保護児童対策協議会 1回（36名出席）

◆市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に対し、学識経験者や児童精神科医師、臨床心理士等をアドバイザーとして16名派遣し、市町村が行う児童虐待防止対策のバックアップを図った。

◆親の孤立による児童虐待を防止するため、24時間365日体制を敷く中央児童相談所以外の5か所の児童相談所に電話相談員を配置した。

◆児童福祉司と共に虐待対応を行う児童虐待対応協力員を中央・市川・柏児童相談所に各2名、銚子・東上総・君津児童相談所に各1名配置した。

◆児童虐待を受けた子どもの心理的ケアの充実を図るため、各児童相談所の一時保護所に心理療法担当職員を配置した。

◆保護者へのカウンセリング指導を実施するため、各児童相談所に嘱託精神科医を

配置した。

◆子ども及び家族へのより有効な支援のために、精神科医やソーシャルワーカー等を登録し活用した。また、各児童相談所から推薦された職員により家族関係支援の技法を研究し、有効な家族関係支援について推進を図った。

◆児童福祉司、保育士等の7名増員に加え、中央児童相談所に嘱託弁護士1名を配置した。

◆児童相談所職員の専門性強化に資する研修を実施した。

- ・相談措置課・調査課現任研修 4回（延べ211名参加）
- ・診断指導課現任研修 7回（延べ190名参加）
- ・一時保護課現任研修 16回（延べ192名参加）
- ・職種混合研修 4回（延べ336名参加）
- ・重点テーマ研修 2回（68名参加）
- ・警察と児童相談所の合同研修 1回（29名参加）

◆高度かつ困難な事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制を整備した。

- ・児童虐待対応専門委員制度 42名登録 相談件数 76件
- ・児童虐待対応法律アドバイザー制度 33名登録 相談件数156件
- ・児童虐待対応協力医師・歯科医師制度 18名登録 相談件数 37件
- ・家族関係支援スーパーバイザー制度 7名登録 相談件数 14件

◆26年11月に0歳8ヶ月男児が死亡した事例に対し、社会福祉審議会に設置した社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」において、28年2月に開催した第1回検証委員会から引き続き、第4回、5回の検証委員会を開催し、29年3月22日の社会的養護検討部会にて検証報告書が提出された。

◆千葉県歯科医師会の協力を得て、児童相談所における一時保護児童に歯科検診を実施した。

○問題点・課題（再掲含む）

◆児童虐待を発見しやすい立場にある市町村職員に対する研修や連携を図ることは児童虐待防止対策を行う上で重要であり、今後も継続して実施する必要がある。

- ◆市町村からの依頼により、アドバイザー派遣を実施しているが、利用する市町村数は未だ少ない。
- ◆児童虐待対応件数は増加傾向にあり、専門職の確保及び資質向上が求められる。
- ◆児童福祉司や児童心理司、保育士に加えて、弁護士、警察官及び保健医療職の配置と、各専門職が連携して対応することが要請される。
- ◆児童相談所専門職の増員や多職種化への対応が必要である。
- ◆児童相談所における活用可能な外部専門家等の一層の拡充が求められる。
- ◆死亡事例検証報告書（第4次答申）を受け、本県としての死亡事例ゼロを目指した取組目標及び計画を定め、確実に実施する必要がある。

○今後の取組（再掲含む）

- ◆引き続き関係機関に対する研修や会議を開催し、連携体制の構築を図る。
- ◆市町村を対象とした研修や管理職を対象とした会議において事業周知を行う。
- ◆個別ケース対応に困難を有する事例の相談時にアドバイザーの利用を勧奨する。
- ◆全ての児童相談所への弁護士、警察官及び保健医療職の配置を推進する。
- ◆各専門職の技能向上及び専門職間の連携強化のために研修への参加を促進する。
- ◆児童相談所専門職の増員に対応した研修計画の見直しに取り組む。
- ◆児童相談所における外部専門家の登録数の増加に向けた働きかけを行う。
- ◆死亡事例検証報告書（第4次答申）を受けて、県としての今後の取組方針について、不足としている体制等があれば再考した上で構築し、新たに推進すべき積極的取組については確実に実施する。

② 社会的関心の喚起と子どもの権利擁護の推進

○主な実績（再掲含む）

- ◆虐待防止月間の11月に船橋市、柏市とのコラボレーション企画を行い、津田沼駅、西船橋駅にて街頭キャンペーンを実施。さらに、千葉ジェッツのホームゲームでは、児童虐待防止キャンペーンとしてブースを開設した。これらキャンペーンにおいて啓発物品を8,500部配布した。
- ◆広報啓発として児童虐待防止の特設サイトを開設し、児童虐待防止のシンボルで

あるオレンジリボンにちなんで、オレンジジュースを飲む動画や写真をSNSに投稿することで児童虐待防止につながるオレンジリボンリレーを実施した。

- ◆ラジオ放送局にて、虐待防止のスポットCM（20秒）を制作し、虐待防止月間である11月に毎日放送した。
- ◆児童相談所の一時保護所に入所する児童及び施設入所・里親委託される児童に対し、児童相談所職員から児童の年齢に応じた子どもの権利ノートを配布した。3月には子どもの権利ノートを新規に作成し、各児童相談所に配布した。
- ◆男女共同参画課と連携し、学校職員等に対し、DV・子ども虐待対応研修を実施した。2回（202名参加）

○問題点・課題（再掲含む）

- ◆29年度は、例年乳幼児健診での使用を目的として作成していたリーフレットとクリアファイルを作成せず、その分を他の啓発物品の作成にあてていたところ、市町村からの問い合わせが多くあった。
- ◆子どもの権利ノートは低学年用(内容すべてひらがなのもの)と高学年用（内容に漢字があり、ルビを振っているもの）の2種類作成しているが、表紙のデザインがほぼ一緒であるため区別が付きにくい。
- ◆教育機関職員は児童虐待を発見しやすい立場にあり、また知識を習得する機会も少ない中で即子どもや保護者への対応を迫られる。研修終了後のアンケート結果においても継続実施を希望する声が多い。

○今後の取組（再掲含む）

- ◆DVと児童虐待は密接な関係にあることから、キャンペーン等においては引き続き連携するとともに、より効果的な広報を実施し、DV・児童虐待防止に取り組んでいく。
- ◆30年度は市町村が乳幼児健診用のリーフレットとクリアファイルの作成を再開し、母子保健の観点から虐待防止につなげていく。
- ◆今後も各児童相談所の職員から児童に対して子どもの権利ノートを配布していくとともに、30年度は低学年用と高学年用の区別がつくデザインに修正する。

◆引き続き男女共同参画課と連携し、DV・子ども虐待対応研修を実施する。

③ 法的側面からの専門知識に基づく迅速・的確な対応

○主な実績（再掲含む）

◆中央児童相談所に嘱託弁護士1名を配置した。

◆高度かつ困難な事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制を整備した。

- ・ 児童虐待対応専門委員制度 42名登録 相談件数 76件
- ・ 児童虐待対応法律アドバイザー制度 33名登録 相談件数156件
- ・ 児童虐待対応協力医師・歯科医師制度 18名登録 相談件数 37件
- ・ 家族関係支援スーパーバイザー制度 7名登録 相談件数 14件

○問題点・課題

◆中央児童相談所にしか弁護士が配置されていない。

○今後の取組（再掲含む）

◆全ての児童相談所への弁護士配置に向けて取り組んでいく。

◆児童相談所における外部専門家の登録数の増加に向けた働きかけを行う。

<数値状況>

目標項目	H28（当初）	H29（実績）	H31（目標）
児童虐待死亡事例発生件数	0件	0件	0件
要保護児童対策地域協議会の設置市町村数	53市町村	53市町村	全市町村
警察と児童相談所の合同研修の受講者数	延べ130名	延べ159名	延べ200名
児童相談所専門職員の増員	—	7名	毎年40名程度増員します

《千葉県子どもを虐待から守る基本計画》 平成29年度 評価シート3

第2章 第2節	虐待を受けた子どもやその保護者に対する援助、指導並びに支援
(1)	子どもと保護者に対する支援

<取組の状況>

<p>① 相談支援体制の強化</p> <p>○主な実績（再掲含む）</p> <p>◆親の孤立による児童虐待を防止するため、24時間365日体制を敷く中央児童相談所以外の5か所の児童相談所に電話相談員を配置した。</p> <p>◆児童福祉司と共に虐待対応を行う児童虐待対応協力員を中央・市川・柏児童相談所に各2名、銚子・東上総・君津児童相談所に各1名配置した。</p> <p>◆児童福祉司、保育士等の7名増員に加え、中央児童相談所に嘱託弁護士1名を配置した。</p> <p>◆児童相談所職員の専門性強化に資する研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談措置課・調査課現任研修 4回（延べ211名参加） ・診断指導課現任研修 7回（延べ190名参加） ・一時保護課現任研修 16回（延べ192名参加） ・職種混合研修 4回（延べ336名参加） ・重点テーマ研修 2回（68名参加） ・警察と児童相談所の合同研修 1回（29名参加） <p>◆高度かつ困難な事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対応専門委員制度 42名登録 相談件数 76件 ・児童虐待対応法律アドバイザー制度 33名登録 相談件数156件 ・児童虐待対応協力医師・歯科医師制度 18名登録 相談件数 37件 ・家族関係支援スーパーバイザー制度 7名登録 相談件数 14件 <p>◆児童虐待を早期に発見しやすい市町村母子保健担当者や児童福祉担当者、管理職等に対し研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村母子保健担当者研修 6回（320名参加）
--

・児童虐待防止対策担当管理職研修 1回（75名参加）

・要保護児童対策調整機関調整担当者研修

県直営で全7日間の課程を2回実施したことに加え、外部委託にて全4日間の課程を1回実施し、50名が修了

◆関係機関連携強化のために、市町村等児童虐待担当管理職を対象とした会議や、千葉県内における要保護児童等の支援に関わる関係機関の代表者による会議を実施し、児童虐待の現状や防止対策について共通認識を図った。

・市町村等児童虐待防止対策担当課長会議 1回（106名出席）

・千葉県要保護児童対策協議会 1回（36名出席）

◆28年度の児童福祉法改正により市町村に設置の努力義務が課された、市町村子ども家庭総合支援拠点を4市で設置した。

◆児童相談所支援システムの機能を追加し、適切な運用管理及び業務の効率化を図った。

◆一時保護所にいる被虐待児童等への心理的ケアのために、心理療法担当職員を配置しグループ指導を実施した。

◆各児童相談所に嘱託精神科医を配置し、子どもや家族の診察や助言等を行った。

◆子ども及び家族へのより有効な支援のために、精神科医やソーシャルワーカー等を登録し活用した。また、各児童相談所から推薦された職員により家族関係支援の技法を研究し、有効な家族関係支援について推進を図った。

◆家族関係支援スーパーバイザーを7名登録し、相談件数は14件であった。

◆男女共同参画課と連携し、学校職員等に対し、DV・子ども虐待対応研修を実施した。
2回（202名参加）

◆7か所の児童家庭支援センターにおいて、家庭から育児に関する相談を受けるほか、児童相談所からの指導委託を実施する等、市町村や関係機関と連携しながら地域の福祉向上に向けた活動を実施している。

○問題点・課題（再掲含む）

◆児童虐待対応件数は増加傾向にあり、専門職の確保及び資質向上が求められる。

◆児童福祉司や児童心理司、保育士に加えて、弁護士、警察官及び保健医療職の配置

と、各専門職が連携して対応することが要請される。

- ◆児童相談所専門職の増員や多職種化への対応が必要である。
- ◆児童相談所における活用可能な外部専門家等の一層の拡充が求められる。
- ◆児童虐待を発見しやすい立場にある市町村職員に対する研修や連携を図ることは児童虐待防止対策を行う上で重要であり、今後も継続して実施する必要がある。
- ◆市町村子ども家庭総合支援拠点の認知度が低く、継続的に周知していく必要がある。
- ◆法改正や制度変更が相次ぐため、それらに迅速に対応したシステムを整備することが必要である。
- ◆被虐待児童等へのグループ指導は実施対象が幼児から小学校年齢の児童を中心としているため、年長児童等、多様な対象へ有効なプログラム等の充実が求められる。
- ◆保護者カウンセリング強化学業は精神科医の安定的な確保が課題である。
- ◆家族関係支援事業においてはスーパーバイザーとなり得る外部専門家のさらなる確保が必要である。
- ◆家族関係支援事業の成果について日常的な業務へ十分に反映させるための方法を整備することが求められる。
- ◆教育機関職員は児童虐待を発見しやすい立場にあり、また知識を習得する機会も少ない中で即子どもや保護者への対応を迫られる。研修終了後のアンケート結果においても継続実施を希望する声が多い。
- ◆現在、設置されている県所管の児童家庭支援センターは、設置場所に偏りがあり、地域によって支援に差が生じている。

○今後の取組（再掲含む）

- ◆全ての児童相談所への弁護士、警察官及び保健医療職の配置を推進する。
- ◆各専門職の技能向上及び専門職間の連携強化のために研修への参加を促進する。
- ◆児童相談所専門職の増員に対応した研修計画の見直しに取り組む。
- ◆児童相談所における外部専門家の登録数の増加に向けた働きかけを行う。
- ◆引き続き関係機関に対する研修や会議を開催し、連携体制の構築を図る。
- ◆管理職向けの研修にて、すでに市町村子ども家庭総合支援拠点を設置した市の先進事例を取り上げ、設置に向けた普及を図る。

- ◆システムについては児童相談所からの要望を定期的に吸い上げ、改善につなげる。
- ◆被虐待児童等へのグループ指導は各児童相談所の一時保護児童の特色を踏まえ、企画・実施する。
- ◆保護者カウンセリングを行う精神科医の安定的確保に向けて大規模医療機関等に派遣依頼を行う。
- ◆家族関係支援事業においては、引き続き外部専門家に関する情報収集に努め、スーパーバイザーとしての登録促進および活用を図る。
- ◆家族関係支援事業の到達目標を単年度、中長期的なスパンでそれぞれ策定し、計画的な推進を図る。
- ◆引き続き、男女共同参画課と連携し、DV・子ども虐待対応研修を実施する。
- ◆児童家庭支援センターの認知度向上を図り、より地域に根差した支援機関となるよう普及啓発に取り組んでいく。

② 要保護児童対策地域協議会への支援

○主な実績（再掲）

- ◆市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に対し、学識経験者や児童精神科医師、臨床心理士等をアドバイザーとして16名派遣し、市町村が行う児童虐待防止対策のバックアップを図った。
- ◆要保護児童対策調整機関調整担当者研修として、県直営で全7日間の課程を2回実施したことに加え、外部委託にて全4日間の課程を1回実施し、50名が修了した。

○問題点・課題（再掲）

- ◆市町村からの依頼により、アドバイザー派遣を実施しているが、利用する市町村数は未だ少ない。

○今後の取組（再掲）

- ◆市町村を対象とした研修や管理職を対象とした会議において事業周知を行う。
- ◆個別ケース対応に困難を有する事例の相談時にアドバイザーの利用を勧奨する。

③ 児童相談所の整備

○主な実績

◆千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、児童相談所の改修等の準備を進めた。

○問題点・課題

◆柏児童相談所と銚子児童相談所は、千葉県県有建物長寿命化計画において当面の5年間に着手を目指すものとされていることから、施設整備に着手する準備を早急に進める必要がある。

○今後の取組

◆計画のスケジュールに従い、児童相談所の施設整備の準備を進める。

◆中央児童相談所については、32年度中に移転が完了するように取り組む。

<数値状況>

目標項目	H28（当初）	H29（実績）	H31（目標）
児童家庭支援センターの設置数	7 か所	7 か所	11 か所
子ども家庭総合支援拠点の設置数	—	3 自治体	増加を目指します

《千葉県子どもを虐待から守る基本計画》 平成29年度 評価シート4

第2章 第2節	虐待を受けた子どもやその保護者に対する援助、指導並びに支援
(2)	社会的養護の充実

<取組の状況>

① 施設の小規模化・地域分散化の推進
<p>○主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本体施設で実施する小規模グループケアは、28年度に11施設39グループであったが、29年度に2施設3グループ増え、13施設42グループとなった。 ◆本体施設の敷地外でグループホームとして行う分園型小規模グループケアは、28年度末時点で4施設6グループであったが、29年度に1グループ増え、4施設7グループとなった。 <p>○問題点・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆金銭面や人材確保等において、小規模化に伴う施設側の負担が大きい。 <p>○今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各児童養護施設に地域小規模児童養護施設の設置を促していく。 ◆引き続き補助金を活用し整備を進めていく。

① 里親委託等の推進
<p>○主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆里親制度の周知啓発については、10月の里親月間を中心に啓発物品を作成し、中核市と連携した街頭キャンペーンを実施するほか、ラジオCMの放送等を実施した。さらに、里親制度説明会を県所管の6児童相談所の管轄地域ごとに開催し、制度の普及促進を図った。 ◆29年度から、委託に係る交流（マッチング）や自立支援計画の見直しに係る業務を委託するとともに、里親等への訪問や電話相談等を委託することで、里親等の負担軽減を図った。

- ◆例年同様、里親養育相互援助事業（里親サロン）を千葉県里親会に委託し、里親の精神的負担の軽減を図る等の支援の充実を行った。
- ◆児童福祉法の改正に伴い、29年度から養育里親だけでなく養子縁組里親においても登録前の法定研修が義務付けられ、里親の養育技術の向上を図った。
- ◆新たにテーマ別研修事業として、発達障害の基礎知識やライフストーリーワーク等、児童を委託されている里親の養育に関する課題や悩みについて、テーマ別を実施し、里親の資質向上を図った。
- ◆新たに里親トレーニング事業として、未委託里親を対象にした研修を実施し、それぞれの里親の悩みや課題に対して適した研修内容を組むことで、里親の養育技術の向上を図った。
- ◆ファミリーホームを3カ所開設し、家庭養護の受け皿を増やすことで里親等委託率の向上を図った。

○問題点・課題

- ◆里親制度説明会は、県民が里親登録に際して抱えている不安や疑問を解消できるような機会にすることを旨とし、里親制度の理解促進と希望者の新規開拓につなげることが求められる。
- ◆現在、各児童相談所に1名ずつ里親対応専門員を配置しているが、里親制度の推進に伴って業務が増加しており、職員の増加等、支援体制の充実が必要となっている。
- ◆里親登録の更新は、5年ごとに研修受講が義務付けられており、研修内容や講師の選定等を常に精査し、より有用な法定研修にしていくことが求められる。
- ◆一方で登録里親は5年に1回の更新研修しか義務付けられていないことから、未委託里親を対象にしたトレーニング事業や、委託されている里親を対象にしたテーマ別研修を実施し、常に養育の質の向上を図れるような環境を作ることが必要である。

○今後の取組

- ◆広報啓発及び里親制度説明会は新規事業であったため、実施した実績内容を踏まえて構成等を検討し、県民の不安や疑問に応えられるよう事業の改善を図る。

- ◆里親の新規登録者や既登録者のいずれの場合も、養育の質を向上させるため、委託事業者と連携して法定研修やトレーニング事業等の内容を精査することで、より効果的な研修を実施していく。
- ◆引き続き、委託に係る交流（マッチング）や、その後の訪問・電話相談等を民間事業者に委託することで、里親の負担軽減につながるよう充実した支援を行い、里親等への委託促進を図る。
- ◆ファミリーホームの設置促進を図る。

<数値状況>

目標項目	H28（当初）	H29（実績）	H31（目標）
地域小規模児童養護施設の 設置数	13 箇所	13 箇所	21 箇所
要保護児童の里親等委託率	24.6%	25.3%	27.0%

《千葉県子どもを虐待から守る基本計画》 平成29年度 評価シート5

第2章 第2節	虐待を受けた子どもやその保護者に対する援助、指導並びに支援
(3)	自立支援の充実

<取組の状況>

① 相談支援体制の充実

○主な実績

- ◆児童自立生活援助事業の促進を図った結果、29年度中に3か所の自立援助ホームが新たに設置され、29年度末現在で9か所の自立援助ホームが運営されている。
- ◆社会的養護の下で育った子どもの自立に向け経済的な支援の充実を図るため、国の定める措置費に県単独で上乗せ補助を実施した。
- ◆自立の際の身元保証人を確保するための「身元保証人確保対策事業」を拡充し、新たに大学、高校等入学時の身元保証を対象とした。29年度、事業全体の利用者数は延べ17名。
- ◆地域社会における社会的自立の促進を図るため、児童養護施設等を退所する22名を対象に、退所後の生活等について相談支援を行う「退所児童等アフターケア事業」を実施した。

○問題点・課題

- ◆社会的養護の下で育った子どもが、自立後も施設や里親等と長期に渡りつながりを持つことができるよう、アフターケアの取り組みを推進する必要がある。
- ◆職業生活設計の支援等を行う施設職員の雇用を推進する必要がある。

○今後の取組

- ◆退所児童等アフターケア事業及び施設や里親等が行うアフターケアの取り組みを推進していく。

② 18歳を過ぎても支援できる体制の構築

○主な実績

- ◆満18歳を超えても、自立生活能力が十分でない場合について、20歳までの措置延長を適切に実施した。
- ◆大学や専門学校に在学している又は就労していない等、満20歳を超えても自立のための支援を継続して行うことが必要である場合について、施設や里親の下で22歳の年度末まで継続して支援を実施できるよう、居住支援費や生活支援費の補助を行う「社会的養護自立支援事業」を新たに創設した。
- ◆「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」として、児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除した者に対し安定した生活基盤を確保するために家賃相当額や生活費の貸付を行うとともに、児童養護施設入所中又は里親等に委託中の者に対し就職に必要な各種資格を取得するための費用の貸付を行った。
(29年度貸付実績 43件 25,268千円)

○問題点・課題

- ◆貸付制度の周知を進め、自立に向け経済的支援を必要としている者に対する支援を確実に実行する必要がある。
- ◆自立支援資金貸付事業について、30年度までの事業費として国庫補助金が交付されている。

○今後の取組

- ◆引き続き、自立に向けた経済的支援を必要としている者に対して、制度の周知を図っていく。
- ◆自立支援資金貸付事業について、31年度以降も継続して事業を実施していくため、国に対して財源措置を要望していく。

③ 自立援助ホームや自立生活支援室の設置促進と機能向上

○主な実績（再掲含む）

- ◆児童自立生活援助事業の促進を図った結果、29年度中に3か所の自立援助ホーム

が新たに設置され、29年度末現在で9か所の自立援助ホームが運営されている。

- ◆自立援助ホームにおいて大学等に就学している者が20歳を超えて居住している場合に、自立援助ホームに対し居住支援費や生活支援費の補助を行う「就学者自立生活援助事業」を新たに創設した。

○問題点・課題

- ◆入所児童の退所に向けた準備や自立のための支援を行う自立支援室（ステップルーム）の整備が進んでいない。

○今後の取組

- ◆児童養護施設等における自立支援室の整備を促進していく。

④ 児童自立支援施設の機能の充実

○主な実績

- ◆千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、生実学校の建替の準備を進めた。

○問題点・課題

- ◆様々な児童に対応できる施設となるよう、年長児の自立訓練のための自立訓練・支援寮の設置など、施設のあり方を検討する必要がある。

○今後の取組

- ◆計画のスケジュールに従い、生実学校の建替の準備を進める。

<数値状況>

目標項目	H28（当初）	H29（実績）	H31（目標）
自立援助ホームの設置数	6か所	9か所	7か所

《千葉県子どもを虐待から守る基本計画》 平成29年度 評価シート6

第2章 第3節	人材の育成等
(1)	人材の育成

<取組の状況>

① 専門人材の資質向上

○主な実績（再掲含む）

◆児童虐待を早期に発見しやすい市町村母子保健担当者や児童福祉担当者、管理職等に対し研修を実施した。

- ・市町村母子保健担当者研修 6回（320名参加）
- ・児童虐待防止対策担当管理職研修 1回（75名参加）
- ・要保護児童対策調整機関調整担当者研修

県直営で全7日間の課程を2回実施したことに加え、外部委託にて全4日間の課程を1回実施し、50名が修了

◆関係機関連携強化のために、市町村等児童虐待担当管理職を対象とした会議や、千葉県内における要保護児童等の支援に関わる関係機関の代表者による会議を実施し、児童虐待の現状や防止対策について共通認識を図った。

- ・市町村等児童虐待防止対策担当課長会議 1回（106名出席）
- ・千葉県要保護児童対策協議会 1回（36名出席）

◆児童相談所職員の専門性強化に資する研修を実施した。

- ・相談措置課・調査課現任研修 4回（延べ211名参加）
- ・診断指導課現任研修 7回（延べ190名参加）
- ・一時保護課現任研修 16回（延べ192名参加）
- ・職種混合研修 4回（延べ336名参加）
- ・重点テーマ研修 2回（68名参加）
- ・警察と児童相談所の合同研修 1回（29名参加）

◆高度かつ困難な事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制を整備した。

- ・児童虐待対応専門委員制度 42名登録 相談件数 76件

- ・ 児童虐待対応法律アドバイザー制度 33名登録 相談件数156件
- ・ 児童虐待対応協力医師・歯科医師制度 18名登録 相談件数 37件
- ・ 家族関係支援スーパーバイザー制度 7名登録 相談件数 14件

◆児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業補助金を活用した児童養護関係職員の外部研修参加の促進と職員の資質向上を行った。

- ・ 外部研修参加数（延べ人数） 宿泊有研修：216人 宿泊なし研修：192人

◆児童福祉施設等における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とするため、基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための基幹的職員研修を全4日間実施し、9名が修了した。

○問題点・課題（再掲含む）

- ◆児童虐待を発見しやすい立場にある市町村職員に対する研修や連携を図ることは児童虐待防止対策を行う上で重要であり、今後も継続して実施する必要がある。
- ◆児童相談所専門職の増員や多職種化への対応が必要である。
- ◆児童相談所における活用可能な外部専門家等の一層の拡充が求められる。
- ◆補助金の利用に係る申請手続きの煩雑さを理由として、研修の参加を見送る場合がある。

○今後の取組（再掲含む）

- ◆引き続き関係機関に対する研修や会議を開催し、連携体制の構築を図る。
- ◆児童相談所専門職の増員に対応した研修計画の見直しに取り組む。
- ◆児童相談所における外部専門家の登録数の増加に向けた働きかけを行う。
- ◆補助金の事務手続きに関する説明を行うことで、利用者の負担軽減を図り、研修の参加を促していく。

② 専門人材の確保

○主な実績

- ◆民間児童福祉施設職員待遇改善事業により、国の基準を超えて直接処遇職員を配置した施設に対して1名分の人件費を支援した。（11施設で実施）

◆児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業を活用した人材確保事業により、学生の就職促進と実習体制等の充実を図った。

・実習生の就職促進実施日数（延べ日数） 206日

○問題点・課題

◆児童福祉分野の人材が不足しており、専門人材の確保や育成が課題となっている施設がある。

○今後の取組

◆専門人材の確保のため、補助金等の積極的な活用を図る。

③ 里親への研修の充実

○主な実績（再掲）

◆児童福祉法の改正に伴い、29年度から養育里親だけでなく養子縁組里親においても登録前の法定研修が義務付けられ、里親の養育技術の向上を図った。

◆新たにテーマ別研修事業として、発達障害の基礎知識やライフストーリーワーク等、児童を委託されている里親の養育に関する課題や悩みについて、テーマ別を実施し、里親の資質向上を図った。

◆新たに里親トレーニング事業として、未委託里親を対象にした研修を実施し、それぞれの里親の悩みや課題に対して適した研修内容を組むことで、里親の養育技術の向上を図った。

○問題点・課題（再掲）

◆里親登録の更新は、5年ごとに研修受講が義務付けられており、研修内容や講師の選定等を常に精査し、より有用な法定研修にしていくことが求められる。

◆一方で登録里親は5年に1回の更新研修しか義務付けられていないことから、未委託里親を対象にしたトレーニング事業や、委託されている里親を対象にしたテーマ別研修を実施し、常に養育の質の向上を図れるような環境を作ることが必要である。

○今後の取組（再掲）

- ◆里親の新規登録者や既登録者のいずれの場合も、養育の質を向上させるため、委託事業者と連携して法定研修やトレーニング事業等の内容を精査することで、より効果的な研修を実施していく。

④ 地域支援体制の充実

○主な実績（再掲含む）

- ◆地域における児童福祉の中核を担う主任児童委員を対象として研修を実施し436名が参加した。
- ◆市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に対し、学識経験者や児童精神科医師、臨床心理士等をアドバイザーとして16名派遣し、市町村が行う児童虐待防止対策のバックアップを図った。
- ◆要保護児童対策調整機関調整担当者研修として、県直営で全7日間の課程を2回実施したことに加え、外部委託にて全4日間の課程を1回実施し、50名が修了した。

○問題点・課題（再掲含む）

- ◆主任児童委員を対象とする研修では、地域での児童虐待防止につながるより実効性のあるテーマ設定を行う。
- ◆市町村からの依頼により、アドバイザー派遣を実施しているが、利用する市町村数は未だ少ない。

○今後の取組（再掲含む）

- ◆引き続き主任児童委員の資質向上に資する研修を実施する。
- ◆市町村を対象とした研修や管理職を対象とした会議において事業周知を行う。
- ◆個別ケース対応に困難を有する事例の相談時にアドバイザーの利用を勧奨する。

<数値状況>

目標項目	H28（当初）	H29（実績）	H31（目標）
基幹的職員研修の新規受講者数	82名	91名	100名
要保護児童対策地域協議会の調整 機関に配置される専門職の任用後 研修の受講者数	—	50名	100名